

社会福祉法人 相幸福社会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすく、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日
- 2 内 容

目標1：計画期間内に子供が生まれる男性職員について、制度のパンフレットを作成して職員に配布し、男性職員1名以上の育児休業の取得をめざす

<対策>

- 令和5年 5月～ 男性職員への周知のため、最新版のパンフレットの作成をする。
- 令和5年 7月～ 男性も育児休業を取得できることを再度周知するため、管理職を対象とした研修会の実施
- 令和5年11月～ 育児休業の取得希望対象者に説明会の実施

目標2：計画期間内に、子供が保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」2日間 実施をする

<対策>

- 令和 5年 5月～ 各部署の年間行事を把握し、子どもが参加できる行事を選定する。
- 令和 5年10月～ 各部署の行事への参加から取組む。
- 令和 6年 4月～ 管理職を対象とした研修会の実施
- 令和 6年 6月～ 子ども参観日実行委員会の創設

目標3：令和6年9月までに、子どもの看護休暇制度の拡充を導入する。（対象年齢の拡大や育児介護休業規程を改定して「中抜け勤務」「時短勤務」など育児介護休業法を上回る制度を取得できるようにする。）制度確立後には、3名以上の職員の利用を目指す。

<対策>

- 令和 5年 5月～ 過去3年間の制度利用者の実績確認
- 令和 5年 7月～ 現状を把握するため職員への聞き取り調査
- 令和 5年 9月～ 各部署の調査の結果を取りまとめる
- 令和 5年11月～ 管理職を対象とした研修会の実施
- 令和 6年 3月～ 規則等の改正案の作成
- 令和 6年 5月～ 取得希望対象者に説明会の実施

目標4：全職員の年次有給休暇年間取得日数7日以上を実現する。（対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される職員）

<対策>

- 令和 5年 5月～ 年次有給休暇取得状況についての実態把握
- 令和 6年 1月～ 職場内検討会で取得促進のための制度の検討
- 令和 6年 4月～ 制度の導入と職員への周知を開始